

被扶養者資格の再確認のお願い

日頃より、当協会の事業運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、協会けんぽでは、保険給付の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図ることを目的に、健康保険の被扶養者になっている方の資格確認（被扶養者資格の再確認）を毎年度実施しています。

つきましては、本年度も事業主様に「被扶養者状況リスト」等を送付させていただきますので、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、協会けんぽ宛にご返送くださいますようお願い申し上げます。

被扶養者資格の再確認は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知に基づき実施するものですが、協会けんぽにご加入の皆様様の保険料額の算出にもつながる大変重要な事務です。ご多忙の折、お手数をおかけしますが、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

全国健康保険協会（協会けんぽ）

お送りしているもの

- (1) 被扶養者状況リスト ※必ず記入・提出が必要です (2) 説明用リーフレット (3) 返信用封筒
(4) 被扶養者調書兼異動届 ※扶養解除となる場合に記入・提出が必要です
(5) 被扶養者現況申立書 ※被保険者と別居している場合、海外在住の場合等に記入・提出が必要です

確認方法

事業主より被保険者の方に対して、文書または口頭により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかをご確認いただき、被扶養者状況リストに確認結果をご記入ください。記入方法は5ページをご覧ください。

なお、「被保険者と別居している方」および「海外に在住している方」については、被扶養者の要件を満たしていることが確認できる書類の提出が必要となります。（※被保険者と同居している場合でも確認書類の提出が必要な場合があります。）

提出期限

提出期限は **令和3年12月20日(月)** です。被扶養者資格の再確認が終わりましたら速やかにご提出ください。

確認の対象となる方

令和3年9月18日現在で被扶養者の方

ただし、次の①、②に掲げる方は確認の対象外です。

- ①令和3年4月1日時点において18歳未満の方 ②令和3年4月1日以降に被扶養者となった方

※上記①、②に該当する方についても、被扶養者状況リストに印字されていますが、再確認の必要はありません。（備考欄に「確認不要」と表示しています。）

令和2年度の被扶養者資格の再確認により扶養削除となった人数

約6.8万人（令和3年3月末日現在）

お問い合わせは
こちらから

専用ダイヤル（令和3年12月28日まで）

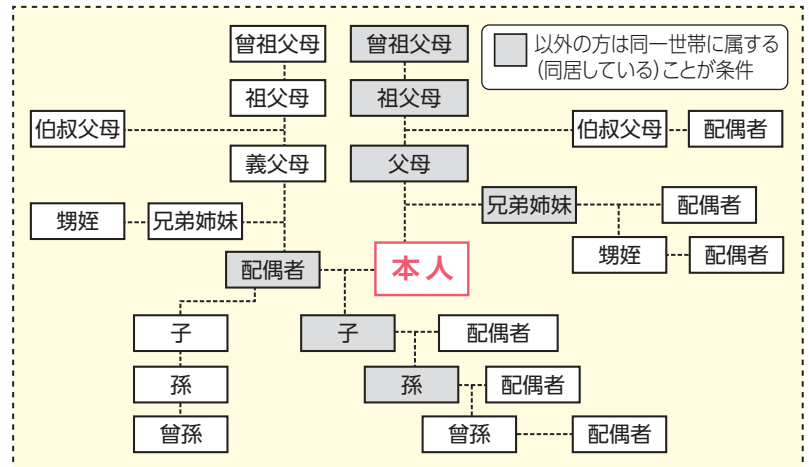
0570-039-313

受付時間：
月～金曜日 8:30～17:15
※土・日・祝日は除く

STEP2 確認区分に応じて被扶養者認定要件を確認をしてください。

確認対象者の確認区分に応じて、次の①～④の被扶養者認定要件を満たしているか確認してください。これらの要件を一つでも満たさない場合は被扶養者となれないため、扶養解除を届け出てください。

(被扶養者となれる続柄)



① 「同居要件」の確認

- 被扶養者が左図 [] 以外の続柄の場合、被保険者と同居していることを確認してください。

② 「収入要件」の確認

(i) 被保険者と同居している場合

- 被扶養者の年収が**130万円未満**(※2)で、かつ被保険者の年収の半分未満であることを確認してください。

(ii) 被保険者と別居している場合

- 被扶養者の年収が**130万円未満**(※2)で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ないことを確認してください。
- 確認の結果、収入要件を満たす場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

- ※1 被扶養者の年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病・出産手当金のことをいいます。給与所得者の場合は総収入額が年収となります。自営業者の場合は7ページ Q9 をご覧ください。
- ※2 被扶養者が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。
- ※3 被扶養者の年収が被保険者の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の年収を上回らない場合は、総合的に判断し、被扶養者と認められる場合があります。
- ※4 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます(被扶養者現況申立書の提出は必要です。7ページ Q12 参照)。
- ※5 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者については収入の特例があります。詳しくは、8ページの Q24 をご覧ください。

③ 「国内居住要件(国内に住民票があること)」(または「海外特例要件」)の確認

- 国内に住民票があることを確認してください。
- 海外にお住まいで国内に住民票がない場合は、下表により海外特例要件を満たすことを確認してください。
- 海外特例要件を満たす場合は、同封している「被扶養者現況申立書」を記入し、海外特例要件に該当していることが確認できる書類を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に提出してください。

海外特例要件	証明書類
①海外に留学している学生(留学)	査証(ビザ)、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②海外に赴任する被保険者に同行する家族(同行家族)	査証(ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する家族(特定活動)	査証(ビザ)、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④被保険者が海外に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた家族(海外婚姻等) (被保険者が海外赴任中に結婚した配偶者、生まれた子どもなど)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤上記①～④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる家族	個別の事情により証明書類は異なる

※国内に住民票があっても、日本国籍を有せず「特定活動(医療目的)」や「特定活動(長期観光)」で滞在する方は被扶養者となることはできません。
※海外に居住している被扶養者は、今回の被扶養者再確認とは別に日本年金機構に海外特例の届出が必要です。未届の場合は、事務センター(日本年金機構)へ届出をお願いします。

④ 「資格取得(就職等により自身で健康保険加入していないか)」の確認

- ご自身で健康保険に加入していないことを確認してください。

※就職や後期高齢者医療該当等により、ご自身で健康保険に加入された方の扶養解除の届け出漏れが多く見受けられますのでご注意ください。

STEP4 確認区分ごとに、**ア**～**カ**の提出書類をご用意ください。

【1】「変更なし」に☑した場合の提出書類

ア

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

①被扶養者状況リスト

イ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
現況申立書

確認書類
(仕送り状況)
学生の場合は省略可

①被扶養者状況リスト
②被扶養者現況申立書
③仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類
※海外に在住している場合は、上記に加え、海外特例に該当していることが確認できる書類の提出も必要です

ウ ※確認区分が「要同居」の方であるが、現在は被保険者と同居して扶養継続となる場合の添付書類

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
現況申立書

被保険者と
被扶養者の
住民票

①被扶養者状況リスト
②被扶養者現況申立書
③被扶養者と被保険者の住民票

エ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
現況申立書

確認書類
(海外特例該当)
外国語で作成の場合
は翻訳文も添付

①被扶養者状況リスト
②被扶養者現況申立書
③海外特例に該当していることが確認できる書類
※被保険者と別居している場合は、上記に加え、仕送り状況の確認できる書類の提出も必要です

オ 再確認の結果、被扶養者の状況に応じて**ア**～**エ**のいずれかの書類を提出してください。

- ・被保険者と「同居」であった場合・・・**ア**の提出書類
- ・被保険者と「別居」であった（「被保険者と別居している」に☑した）場合・・・**イ**の提出書類
- ・「海外在住」であった（「海外に在住している」に☑した）場合・・・**エ**の提出書類

※「海外に在住している」に☑した場合は、別途日本年金機構へ海外特例の届出が必要です。8ページの**Q15**をご覧ください。

【2】「解除となる」に☑した場合の提出書類

（「被扶養者調書兼異動届を添付」に☑した場合）

カ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

+

被扶養者
調書兼
異動届

解除となる方の
保険証

パンチもしくは
ハサミを入れる

①被扶養者状況リスト
②被扶養者調書兼異動届
③解除となる方の保険証
※「被扶養者調書兼異動届」については、通知の送付までに、1～2ヶ月程度お時間がかかります。（7ページ **Q4** 参照）

（「日本年金機構へ届出済」に☑した場合）

キ

被扶養者
状況リスト
(協会提出用)
注)2枚目は
事業主控えです

①被扶養者状況リスト

STEP5 提出書類を確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送ください。

提出期限は、**令和3年12月20日(月)**です。

再確認が終わりましたら速やかにご提出をお願いします。



よくあるご質問

Q1 本人への確認はどのように行えばよいですか。

A1 事業主様から被保険者の方に対して、文書または口頭によりご確認をお願いします。文書により確認する場合の文書例を協会けんぽホームページに掲載していますので、是非ご活用ください。

Q2 扶養解除となる場合、被扶養者調査兼異動届の「被扶養者でなくなった日」はいつの日付を書けばよいですか。

A2 被扶養者でなくなった日(扶養解除日)は次のとおりとなります。
①就職…就職日 ②収入増加…事実発生日*
③死亡…死亡日の翌日 ④離婚…離婚日
⑤75歳到達…75歳の誕生日
⑥海外特例要件非該当…事実発生日* (ただし、令和2年4月1日時点で海外特例要件に該当していない場合は令和2年4月1日)
⑦その他被扶養者要件を満たさない場合…事実発生日*
*事実発生日が不明の場合は、申出日をご記入ください。

Q3 解除となる被扶養者の保険証が見当たりません。

A3 どうしても保険証が見当たらない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付してください。回収不能届は協会けんぽホームページよりダウンロードしていただくか、専用ダイヤルへ必要部数の送付を依頼してください。なお、後日、保険証が見つかった場合は協会けんぽへ返却をお願いします。

Q4 扶養解除となるため被扶養者調査兼異動届を提出しましたが、通知書はいつ頃送られてきますか？

A4 ご提出いただいた被扶養者調査兼異動届は、協会けんぽでの内容確認および事務センター(日本年金機構)での審査・入力処理がありますので、通知書の発送までに1ヶ月~2ヶ月程度お時間をいただくこととなります。お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を事業所管轄の事務センターへ直接ご提出ください。なお、通常の被扶養者異動届を事務センターへ提出される場合、リストについては「日本年金機構へ届出済」にしてください。

Q5 被扶養者状況リストの続柄欄に「その他」と記載されているのですが、具体的にどのような続柄なのですか。

A5 「被保険者の配偶者、子、孫、(義)父、(義)母、祖父、祖母、曾祖父、曾祖母、兄弟姉妹」以外の続柄を「その他」と記載しています。

Q6 マイナンバーによる情報連携は、どのような根拠で実施しているのですか。

A6 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」に基づき実施しています。協会けんぽは、同法別表第一に掲げる事務の処理に関して個人番号を利用することができることとされており、市町村長や保険者等の個人番号利用事務実務者は当該事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供できることとされています。

Q7 確認区分が「判定不可」だったのですがなぜですか。

A7 確認対象者のマイナンバーを協会が保有していない、協会が保有している被保険者の住所と現住所が相違している等が考えられます。

Q8 確認区分の同居や別居の情報はいつ時点の情報ですか。

A8 マイナンバーによる情報連携は、令和3年6月28日~令和3年8月30日の間に順次実施しました。そのため、それ以後に転居等をされた場合は、確認区分に反映されていません。

Q9 自営業の場合の年収確認はどのように行えばよいですか。

A9 自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額となります。直接的経費とは、その経費がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費、小売業における仕入れ費)であり、それ以外の費用(例:公租公課、宣伝費)は差し引くことはできません。

Q10 どのような場合に確認書類の提出が必要なのですか。

A10 確認書類の提出が必要なのは、被保険者と別居している被扶養者と海外在住(国内に住民票がない)の被扶養者です。別居の場合は仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類を、海外在住の場合は海外特例に該当していることが確認できる書類をそれぞれ提出してください(被扶養者現況申立書も併せて提出してください)。

Q11 別居している被扶養者がいますが、なぜ仕送りを行っていることの確認が必要なのですか。

A11 被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っていることが必要です。同居の場合と異なり、別居の場合は被保険者と被扶養者の生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入(仕送り)によって成り立っていることを確認する必要があります。仕送りをしていない、被扶養者本人の収入よりも仕送り額が少ないなどの場合、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとは言えないため、被扶養者として認められないこととなります。

Q12 別居している学生の被扶養者がいますが、仕送り関係の書類の提出は必要ですか。

A12 学生の場合、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の提出は省略できます。ただし、被扶養者現況申立書については、収入や仕送り額等の必要事項を記載のうえ、提出が必要です。その際、被扶養者現況申立書の職業欄に学生である旨(例:大学●年生、専門学校●年生)を記載してください。

よくあるご質問

- Q13** 預金通帳の写しを提出しますが、仕送りと関係のない箇所は見られたくありません。
- A13** 仕送りの確認書類として預金通帳の写し等を提出する場合、仕送りと関係のない箇所についてはマスキング(黒く塗りつぶす等)してください。
- Q14** 海外在住者は被扶養者になることはできないのですか。
- A14** 令和2年4月より、海外在住者は海外特例要件(4ページの③参照)に該当する場合を除き、被扶養者と認められません。海外特例要件に該当しない場合は、扶養解除のお手続きを行ってください(令和2年4月1日時点で海外特例に該当していない場合は、当該日を扶養解除日としてください)。
なお、被扶養者調書兼異動届で、扶養解除となる配偶者(第3号被保険者)の方は、この届書とは別に、事業所管轄の事務センター(年金事務所)へ国民年金第3号被保険者関係届の資格喪失のお手続きが必要です。
- Q15** 海外在住者について、既に確認書類を添付のうえ届出を行い、海外特例該当者として認定されていますが、再度確認書類の提出は必要ですか。
- A15** 被扶養者の資格確認は毎年度行うこととしているため、既に海外特例該当者と認定されている場合であっても、改めて確認書類の提出をお願いいたします。なお、現在、海外特例該当者に認定されていない場合は、今回の確認とは別に事務センター(日本年金機構)へ届出を行い、海外特例の認定を受けてください。
- Q16** 別居や海外在住の場合に提出する確認書類の代わりに、扶養事実を記載した申立書等を提出してもよいですか。
- A16** 申立書は確認書類として認められません。事実を確認できる書類をご提出ください。なお、確認書類を提出できない場合は、事実関係を確認できないため、扶養解除のお手続きが必要となります。
- Q17** 被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか。
- A17** 被扶養者調書兼異動届を提出した場合(扶養解除となる場合)を除き、結果通知は送付しませんので、ご了承ください。
なお、被扶養者状況リストの2枚目は事業主様の控えとなりますので、提出せずに保管をお願いします。
- Q18** 被扶養者の氏名や続柄等、リストの記載内容に誤りがあるので訂正してほしいのですが。
- A18** 協会けんぽでは、氏名や続柄等を訂正することはできません。氏名等の訂正については、事業所管轄の事務センター(年金事務所)へお手続きをお願いいたします。
- Q19** 同封の被扶養者調書兼異動届や被扶養者現況申立書が足りません。
- A19** 協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、必要部数を送付させていただきますので、専用ダイヤルへ必要部数の送付を依頼してください。
- Q20** リストを紛失してしまったのですが。
- A20** 再度お送りいたしますので、専用ダイヤルへご連絡ください。
- Q21** リストを紙ではなくデータでもらいたいのですが。
- A21** 希望された事業主様へCD-R(又はDVD-R)を送付させていただきますので、専用ダイヤルへご連絡ください。
- Q22** 被扶養者の解除となる者の手続きをせず、被扶養者のままにしておくとうなりますか。
- A22** 高齢者の医療費は税金、本人負担によるほか、協会けんぽを含む各医療保険者からの拠出金等(加入者の皆様が納められた保険料)により賄われています。本来、被扶養者とならない方が扶養解除の届出をせず、被扶養者のままになっている場合、その方分についても拠出金等の額に反映されるため、協会けんぽが負担する拠出金等の額が過大に算出され、皆様の保険料負担が増えることがあります。
- Q23** 新型コロナウイルス感染症の対応により、一時的に収入が増加し、年収が130万円を超えてしまいそうです。この場合、扶養解除となりますか。
- A23** (新型コロナウイルス感染症の対応に限らず)収入については、被扶養者の過去の収入、現在の収入、将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入を見込んで算出することになっています。このため、一時的な事情により収入が増加した場合でも、今後1年間の収入が130万円未満(60歳以上または障害年金が受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。
- Q24** 被扶養者が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したために一時的に収入が増加しています。年収が130万円を超えてしまいそうですが、この場合、扶養解除となりますか。
- A24** 医療職が令和3年4月から令和4年2月末の間に新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事することにより得た収入は、特例により扶養認定時の収入には算入しないこととされています。そのため、当該接種業務以外の今後1年間の収入が130万円未満(60歳以上または障害年金が受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。